日本基礎老化学会関連行事会計監査内規

2021 年 5 月 21 日の理事会決定に基づき、日本基礎老化学会の予算執行及び学術集会(年次大会、シンポジウム、海外交流など)の予算執行について、学会監事による監査を行う。監査の要領は以下の通り。

- 1) 日本基礎老化学会及び学術集会での収入及び支出に関して監査を行う。日本基礎老化学会の予算については年度終了後に行う。
- 2) 各学術集会については、終了後速やかに行うものとする。6ヶ月を超えて監査が行われない時には、学術集会への補助金を返還するものとする。
- 3) 監査は、学会監事がこれにあたる。
- 4) 監査結果は、監事が直近の理事会、評議員会および総会で報告して、承認を受ける。
- 5) 年次大会の大会長、シンポジウムの世話人、海外交流の担当者は、監事の要請に応じて、 収入に関する詳細(口座明細コピーや支出に関連する領収証等)を準備すること。
- 6) 監査に要する費用は、学会庶務費を使用する。

附則 この内規は 2021 年 5 月 25 日から施行する。